補助金を利用して
合併処理浄化槽に切り替えましょう!!

現在お住まいの住宅で、汲み取り便槽や単独処理浄化槽（トイレの排水のみを処理する浄化槽）から、合併処理浄化槽（洗たく・台所・風呂・トイレ等家庭から出る排水を全て処理する浄化槽）に転換設置する方に、設置費の一部を補助します。

ただし、条件により対象にならない場合があります。条件については、あらかじめご確認ください。

交付対象者

下水道の予定処理区域を除く扶桑町内において、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする者。

次の場合は補助対象外ですので、ご注意ください。

- 浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- 扶桑町に住所を有しない者（扶桑町に居住しようとする者を除く。）
- 自らの居住を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- ５～10 人槽以外の合併処理浄化槽を設置する者
- 既存の建物を取り壊し、住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- 町税を滞納している者

対象区域

扶桑町内における下水道の予定処理区域（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第４条第１項の認可又は同法第 25 条の３第１項の認可を受けた事業計画に定められた区域）以外の区域

※　**対象区域については、必ず環境課でご確認ください。**

対象となる合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽（別紙環境配慮型浄化槽　適合機種）

補助金の額

人　　槽	設置費補助額	宅内配管工事補助額	撤去費補助額
5人槽	332,000円	330,000円	みなし浄化槽撤去 150,000円 汲み取り便槽撤去 120,000円
6～7人槽	414,000円		
8～10人槽	548,000円		
それぞれの補助額は限度額で、１，０００円未満は切り捨てます。 見積書にはそれぞれの金額がわかるように記載してください。			

申請受付

補助金交付申請書に必要書類を添付し、環境課へ提出してください。（郵送不可）　予算の範囲内で受付けますが、予算の状況等により締め切る場合があります。

【注意事項】

- **「浄化槽設置届出書」の愛知県での審査期間中（届出の翌日から10日間）は原則として受理できません。**
- **補助事業に係る工事（既存の汲み取り便槽や単独処理浄化槽の撤去工事を含みます。）をする前に申請してください。合併処理浄化槽設置後や既設の汲み取り便槽や単独処理浄化槽の撤去後の申請は受理できません。**

問い合わせ先
扶桑町役場生活安全部環境課
電話　９２－４１１２　内線　５１５